

令和3年9月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和3年9月17日（金） 13時20分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

日程第3 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

出席農業委員

議席1 大橋 利一 委員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鵜沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員 議席5 高田 喜寿 委員 議席6 高木 幸恵 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳

農業振興係長（併任） 大和田 千歳

主査（併任） 箭内 洗平

6. 開会

○相楽事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会9月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様、ご苦労様でございます。9月1日付の報道によりますと帰還困難区域の復興拠点外の地域、いわゆる白地地区といわれる地区を2020年代に希望者の帰還を目指す方針を決定いたしました。これによりますと帰還希望者の帰還が受け入れられるようですが、希望しない方々は現在のままという状態のようであります。その除染の範囲は地元と協議して決めるという、多少前向きな報告となったようですが、まだまだ具体策に乏しく全域復興へは遠い話であります。私たちはこれまでどおり、このことに関し常に目を向けて声を出していかなくてはならない、大きな問題だと思っております。2021年産米の作柄は「やや良」とありほっとしておりましたが、それもつかの間、今年産米の県内主要銘柄の概算金の支払額が前年比より1俵2,600円から3,200円程度の大幅な減額とするとの方針発表がありました。人口減少、コロナ拡大による消費減など様々な根拠があるようですが、私たち米の単作地帯の農家としては重大事項であり、今後の稲作経営に大きな支障をきたすことは間違いありません。国、県がもっとその地域、国の農業とは何かを考えていただき、せめて主食である米は守っていただきたいものであります。以上です。

## 8. 議事

### ○相楽事務局長

どうもありがとうございます。議事に入ります前に榎内農地利用最適化推進委員、高玉農地利用最適化推進委員より欠席の旨ご連絡がありましたのでご報告いたします。それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしくお願ひします。

### ◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、8名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年9月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

### ○相楽事務局長

それでは、会務報告を報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

### ◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

### ◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には5番 高田 喜寿 委員、6番 高木 幸恵 委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

### ○相楽事務局長

それでは皆さまのお手元の資料2ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第5条第1項の規定に基づく、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があつたので審議に付す。令和3年9月17日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、双葉町大字新山字下条×番 畑 計××××平方メートルの一時転用になります。譲受人は中川企画建設株式会社 代表取締役 中川廣次 氏 です。譲渡人は東京都品川区大井××丁目××番××号 ×× ××氏です。

中川企画建設は環境省より特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去及び除染等工事の請負業者です。転用の目的といたしましては、事業実施するための拠点として使用するためです。土地の選定理由といたしましては、事業実施拠点として使用するには、2,000平方メートル程度を必要とするため、中間貯蔵施設予定地近隣に位置し、面積条件を満たす当該地を選定しましたとのことです。

土地の利用計画といたしましては、畑と宅地を併用地として利用し、計××××平方メートル

の敷地内にプレハブの詰所2か所 計47.5平方メートル、 計量場 66.25平方メートル、資材ストックヤードを2か所 計592.3平方メートル、職員用駐車場を2か所 20台分 計275平方メートル を設置し、農地部分については土木シートの上に砂利を敷いて利用する予定です。当該地は、宅地と併用地となっている畑の部分で、使用期間は許可の日から令和4年5月31日までとしております。

土砂の流出等の災害を防止するための措置としては、整地状況により流出の可能性のある箇所土のうを敷設し防止いたします。終了後には速やかに原状回復を行うこととしております。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を調査委員である大橋委利一委員より報告願ひます

◇大橋委員

議案第1号につきまして、9月6日に事務局員2名と共に現地確認をしてきました。つきましては、申請の内容のとおり周辺農地には影響がないように対応されるということで支障はないと判断します。以上報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○相楽事務局長

それでは皆さまのお手元の資料33ページをご覧ください。

議案第2号 「農地法第5条第1項の規定に基づく、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和3年9月17日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容といたしましては、双葉町大字中野字江又××番×× ×××平方メートル 土地所有者は×× ××氏、双葉町大字中野字江又××番×× ×××平方メートル、同所××番 ×××平方メートル 土地所有者は×× ××氏、計××××平方メートル。いずれも地目は田で、変電所を設置するための永久転用になります。

譲受人は東北電力ネットワーク株式会社 執行役員福島支社長 青野浩文氏です。譲渡人は双葉町大字中野字江又××番××、×× ××氏、双葉町大字長塚字谷沢町××番、×× ××氏になります。

現在、東北電力ネットワークでは双葉町大字中野地区及び周辺の電力供給を浪江変電所より供給しておりますが、今後、計画されている特定復興再生拠点事業等により、さらなる電力の需要の増加が見込まれるため、新たな変電所を新設するものです。

土地の利用計画といたしましては、××氏の宅地を併用地として利用し、計××××平方メートルの内、建築物としてコンテナキュービクル 154.25 平方メートルを設置しその他の敷地には配電用変圧器等の変電用設備、簡易トイレ等の工作物、駐車場を設置して利用します。

また、雨水排水については敷地内に側溝及び接続柵を設置し、北側の町道の側溝へ排水する計画となっております、10月に町建設課と協議する予定としております。

土地の選定理由といたしましては、中野地区復興産業拠点内に進出する企業が多くなったことで拠点外とするよう町担当課より指示があったためです。そのため、次世代園芸チャレンジ拠点等の各ゾーンを回避し、復興産業拠点の隣接地で事業等に影響が少ない当該地を選定したとこのことです。工事期間は許可の日から 2023 年 6 月 30 日までとなっております。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を地区担当委員である大橋委員より報告願います

◇大橋委員

本件にかかる現地調査結果につきまして、9月6日に事務局と現地確認をいたしました。事務局からの説明がありましたように、申請内容のとおり周辺農地に影響がないように対応していくということですので、確認の結果支障はないと判断します。

◆議長（泉田会長）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

◇澤上委員

本件に関わりがあるかわかりませんが、渋川地区・両竹地区にあります太陽光パネルは関係していますか。

○相楽事務局長

今回の議案とは関連ありません。

◆議長（泉田会長）

その他ございませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 13時48分）

引続き、下記事項について協議

- (1) 令和3年10月定例総会の開催及び日程について
- (2) 国に対する要望書のとりまとめについて
- (3) その他

引続き、下記事項について報告

- (1) その他

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長..... 泉田 健一 ..... ⑩

議事録署名人..... 高田 喜寿 ..... ⑩

議事録署名人..... 高木 幸恵 ..... ⑩